

南北朝期における祇園社社内組織

六

大坪 舞

はじめに

祇園社「社家記録」は南北朝期の様相を纏まった形で伝える史料として、政治史・社会史・経済史・文化史などあらゆる方面から重用されてきた。舞台となった祇園社内組織の研究は、小杉達氏を嚆矢とし、野地秀俊氏^②、三枝暁子氏の論^③などがある。

野地氏は「社僧」という言葉に拘る立場から、小杉氏の祇園社の成員を社僧、神人（社人）、犬神人の三つに分類する認識に対して、小杉氏が社僧と呼ぶ階層を紀氏一族、社僧、専当（承仕・勾当）・宮仕の三階層に分け、社僧を①多くの僧に国名が付いていること、②三綱や権別当・権大別当・少別当になること（長吏・執行・大別当にはならない）、③極位が法眼であること、④公文（一〜七）になること、⑤阿闍梨位を持つこと、⑥坊を営み世襲することと定義した。その上で、南北朝期から室町初期の顕詮・顕深親子が社僧を門弟にすることによって、門閥を形成し、自ら社家と名乗るようになったと論じた。

これに対し三枝氏は、野地氏の指摘する社僧の定義を評価しつつ、紀氏一族まで含めて広義の社僧として捉えたうえで、本寺僧である別当を筆頭に社務執行・三綱・権大別当・少別当によって構成される「感神院政所」と、それに包括される形で実質的な経営責任者である執行のもとに、三綱・権別当・少別当が構成する「公文所」の二つの組織によって

経営されていたことを指摘した。さらに、専当・宮仕を公人として捉え直した上で、いずれも法名を名乗っており、中には「法師」・「法橋」号をもつ者もいたとし、さらにはこれらが公文所に所属していた可能性を示唆した。

そもそも祇園社は、天台座主の兼ねる祇園検校や別当を通じて支配され、別当に代わり実務を担当する目代が置かれるなど、山門の支配下にあった。祇園社「社家記録」に残される顕詮、その子顕深が執行時は、静晴一族と対立しながら社僧の門閥化をはかり、室町將軍との御師職という結び付きを通じて山門からの影響力を弱め、独自の執行職独占体制を作り出した時期である。三枝氏が強調している通り、これは単純に祇園社という一社の問題ではなく、祇園社を通じた山門による京都支配の問題に直結するものであるが、祇園社社内組織における山門の影響力に対する論点はまだ多く残されているように思われる。

本稿では先学の驥尾に付しつつ、祇園社「社家記録」を中心に、祇園社社内組織について山門との関係を踏まえて再考する。また、社僧の定義は、紀氏一族を除いた、野地氏の定義に従った。

第一章 執行管轄下の組織

第一節 執行代

山門に住する座主・別当を除くと祇園社内の最高位であるのが執行である。南北朝期にはこの代官を務める職掌としてが執行代があった。祇園社「社家記録」の中で執行代として確認されるのは、越後法眼威宗（康永二年（一三四三））、三川法眼顕聖（正平七年（一三五二））、相模法眼乗秀（延文二年（一三五七））、丹後法眼快惠（応安五年（一三七二））の四名である。いずれも法眼位にあり、上位の社僧であったと考えられる。

このうち、三川法眼顕聖は、「顕」の字を名に持ち、のちに顕詮が住房とした桐房の房主であったことから、親族、すなわち紀氏一族であった可能性も考えられる。ただし、徳治年間（一三〇六―一三〇七）に一公文に補任されていることから、顕詮より年長であったと考えられるが、法眼位であり、野地氏が社僧の条件の中に入れる「国名を名乗る」を満たしていること（紀氏一族の中に国名を名乗るものはいないこと）から、社僧の側に近いとも考えられる。また、乗秀・快惠は社僧で、基本的に上位の社僧から任じられるものであった。

執行代は執行が不在の際急な代理を務める、番仕の代官を務めるなど、文字通り代官としての例がみられる。一方で執行代独自の職掌として認められるのが、師子一座に関する事項である。

〔史料1〕祇園社「社家記録」康永二年（一三四三）一〇月一九日条（内は割注を示した。以下同。）

今日御祈師子舞^レ之、恒例春舞之処、依^二門延引^一、近日開門之間舞^レ之、師子舞卷数、任^レ例進^二別当御房^一（公文所不^レ出^レ之、）猿楽三番仕^レ之、師子者如^レ例於^二庭上^一舞^レ之、猿楽之時召[□]礼堂云々、白

昼師子猿楽、於^二堂上^一沙汰、無^二先例^一、執行代無^二故実^一歟、御祈師子時、上古雨降日、於^二礼堂^一舞事在^レ之之由、顕聖法眼旧記^二有^レ之由申^レ之、是非例也、向後不^レ可有^二其儀^一者也、

御祈師子舞に関する故実を執行代が認識しておくべきものとしており、後に執行代として確認される顕聖の旧記によってこれを正している。執行代が御祈師子に関与した例は、正平七年（一三五二）においても認められる。

〔史料2〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）四月一五日条
恒例御祈師子今日舞^レ之、社家祝布施連沙^二汰^一之、毎年為^二二月^一之処、今年世上動乱上、師子舞等依^二疲勞^一或没落、或難^二出仕難義^一之間、師子等申^二子細^一、于^レ今延引了、一向在国之間、一臆国行、二臆末繼二人參勤了、後戸石肴如^レ例、次如^二先々^一者進^二卷数於^二貫首^一之処、自^二其比^一依^二世上事^一、御上表之間、卷数執行代雖^レ用^二意^一之不^レ進^レ之、□社家了、

〔史料3〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）四月一六日条（内は補入を示した。以下同。）

師子舞卷数、強不^レ及^二座主^一、先々私^二（所）^一安置^一也、可^レ給之由申問、給之由執行代申^レ之

世上の動乱に連動して起こった師子一座内部の混乱によって、毎年二月に行われるはずの「御祈師子」が大幅に遅れて四月に入ってから執行される。座主に進上する巻数を顕聖は用意するものの、上表があったため手元に残している。一六日に通達があり、顕詮は顕聖に進上するよう指示を下す。この例をみても、師子舞は執行の指示のもと、執行代が中心となって執り行っている様子がうかがえる。また、念仏小頭・大頭の頭人が欠けた際の代行なども執行代の職分とされている。前述の通り、正平七年（一三五二）は顕聖が執行代・一公文代を兼任するが、祇園社

「社家記録」の中で顕聖以外に兼任例が見られないこと、宮籠職の任料が「一公文執行代両職分三法各五百文可取之処、同歎申問免之、」（正平七年（一三五二）五月一日条）とあるように、本来的に一公文・執行代それぞれに支払われるべきものであった例を鑑みると、別個の職と認識されていた。

また、顕聖は顕詮との深い結びつきが見られるものの、他は必ずしも同時代の執行の門弟ではなく、補任権が執行にあったものかは不明である。

第二節 公文

さて、時に執行代が兼ねた公文について確認したい。野地氏は、公文は公文所の役人として政所の政務の中核を担っていたこと、一公文は本来執行が兼任するものであったが、次第に代官が置かれるようになり、一公文代、もしくはそのまま一公文と呼ばれていたことを指摘している。また、三枝氏は長祿三年（一四五九）の宥存請文を取り上げて一公文職補任と八月番仕の奉行がほぼ同義であったとしている。

祇園社「社家記録」応安四年（一三七二）中には、一公文に関する記載はないが、八月番仕に関するやり取りがみられる。

〔史料4〕祇園社「社家記録」応安四年（一三七二）七月一二日条

八月番仕事、治部法橋仙舜就望申、両三日問答、如去年今月中十三貫分可究済之由領状、仍今日且三貫文（請取給之）、沙汰之間、宛文給之、則請文出之、所詮十三貫文（除八講布施）内、今日三貫、廿日以前五貫、卅日以前二五貫、若雖為一貫令未進者、被改替番仕之時、不可申子細之由請文有之、

治部法橋仙舜が八月番仕を望むのに対し、昨年同様七月中に一三貫文を完済した折には、番仕に任じ、一貫であつても未進の折は番仕を別人に替えるものと約す。これにより仙舜は八月番仕を奉行する。

問題となるのは次年、応安五年（一三七二）の八月番仕職である。仙舜は公用の納入を遅滞した。代つて快栄の後家が八月番仕を所望し、公用を納入。社家雑掌であり御師法師代官であった実清加判の請取を發行する。これにより、八月番仕は快栄後家に決定し、尼公のため番仕部屋を管領する。これに対し、仙舜は、八幡殿すなわち足利義満生母紀良子の状により八月番仕についての申し入れを行う。顕詮方番仕代である快栄後家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。この混乱の中で、別当に申し入れを行ったのが次の記事である。

〔史料5〕祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）八月一日条

就八月番仕事、予参別当申次二位法印教祐、重々問答、顕聖讓状条、仙舜、乗秀請文、又仙舜起請文、岡崎座主時論旨案進置之、所詮、於仙舜者、不帶一紙證文之上、公文代官所望請文之間、一旦仰付計也、加之、仙舜背請文、公用不法之間、仰含乗秀之段、請文又分明也、其後又進大師勸請告文之間、仰付之間、近日為代官番仕職、公用沙汰之処、今年依公用秘計難儀辭退之間、仰付他人之処、成競望思、為代官身忽成敵、對出所望之義、奇怪次第也、而御許容之条、難堪之由申之、如別当被仰之者、大段一公文職別当計所職也、而令隱密之、日頃領知之条不可然、所詮、至今日、仙舜者雖為代官、一公文当知行義也、番仕又為彼得分之上者、仰付他人之条、無謂之由仙舜申之、非無其謂歟、然而以別当口入義、彼番仕仰付仙舜者、可為無為道歟云々、（後略）

仙舜に八月番仕を仰せ付けていたのは一時的なものであり、仙舜自身が公用を支払うことができず請文に背いたので無効であるという顕詮の主張に対し、そもそも一公文職は別当に補任権があるとし、八月番仕が同様に一公文の得分である以上、これを他人に仰せ付ける顕詮を仙舜が

批難し、これを受けて番仕を仙舜に仰せ付けたことが判る。

八月五日条に「一公文職、自別当有被下補任状一例上、就中顕聖法眼徳治補任案文記六出現（仙舜出之歟）」と仙舜が徳治年間（二三〇六―二三〇七）に顕聖に対する補任状を別当に対して提出していたことが記される。顕聖は静晴が執行であった康永二年（一三四三）、正平七年（二三五二）ともに一公文として確認され、連続したものが否かは不明ながら五十年近くにわたって一公文に就いていたようである。加えて顕聖没後、正式に別当により補任された様子が見られず、顕詮の認識では、「此事為顕詮相伝所職」之間、当月番仕昨日管領したという。以後顕詮が八月番仕を奉行者を定めていたように、既に社家側が自由に差配していた様子がうかがえる。応安五年（一三七二）は最終的に社家が推挙した便宜の権官を別当より補任することで決着がつくが、三枝氏が至徳二年の官宣旨において六月番仕職と共に一公文補任権もまた安堵を要請したとするように、顕詮・顕深の時代に段階的に別当補任の職からの離脱を図っていたと考えられる。このことは、嘉吉元年（一四四一）の一公文・八月番仕請文に次のように現れる。

〔史料6〕 公文所快運請文^⑩

祇園社一公文并八月番仕等請文之事

右一公文職・八月番仕者、社家御管領之事候之間、快運^上御代官被^二仰付^一候条畏存候、次二八月御公用拾四貫五百文之内、七月中ニ拾貫文、残肆貫五百文、八月八日以前可^二進上申^一候、次番仕振舞志貫文、申続五百文、可^レ致^二其沙汰^一候、但社家様へ不法緩怠之儀候者、雖^二何時候^一被^二召放^一、余人^上可^レ被^二仰付^一候、其時不^レ可^レ及^二異儀^一候、仍而請文之状如^レ件、

嘉吉元年十月九日

公文所快運

ここには、明確に一公文・八月番仕とともに社家の管領する職として

おり、顕詮の時代萌芽した社家による一公文補任はここに結実したとみてよい。

さて、二公文以下の職についても検討したい。正平七年（二三五二）正月一日条には、末公文を治定した際の様子が記されている。

〔史料7〕 祇園社「社家記録」正平七年（二三五二）正月一日条

末公文今日治定□□□□□□□□得分可^二相計^一之由、自^二一公文許^一申之間、於^二一公文^一者、自^レ元無^二相違^一、二公文治部都維那仙舜、三公文権大別当玄覚、是又吉書時治定了、四（卿阿闍梨晴巖）五（筑前少別当朝秀）六（壱岐房玄応）七（駿川房聖快）可^レ為^二此儀^一之由返事了、是皆門弟也、此外長門房者依^レ為^二重服^一、不^レ及^レ召^二加之^一、欠損のため読解が困難であるが、一公文すなわち顕聖が得分に関わることで末公文を取り計らうべきであると申し入れがあり、もとより定まっていた顕聖と、吉書始の際に治定していた二公文仙舜、三公文玄覚以外の四〜七公文を同日定めたとし、これらはすべて顕詮の門弟であるとする。なお、長門房は重服のために召し加えなかつたと特記されるので、これもまた顕詮の門弟と考えて大過あるまい。野地氏が指摘するように、公文を皆門弟で占めたという記述は、顕詮が進めた社内の門閥化を検討する上でも見逃せないものである。ただ、野地氏は二〜七公文を末公文と定義するが、氏が指摘するように一〜三公文が政所下文に別当・社務執行とともに署名をし、祇園祭馬上役の得分を得、別当吉書に立ち会うなど四以下の公文とは明確に異なる位置づけであること、さらに右の史料で同日治定された「末公文」が実際には四〜七公文であることを考え合わせると、末公文とは四〜七公文を示すと考えるほうが妥当ではないか。

さて、四〜七公文については、一〜三公文に対して史料上の制約があり、その様相が計りがたい。わずかにその様相を伝えるのが次の史料で

ある。

〔史料8〕 祇園社「社家記録」康永二年（一三四三）一〇月八日条

今日烈参衆可_レ増之由面々申之間、自_二昨日_一申_二談執行_一之処、公文悉可_レ出之由觸_レ之、一公文顯聖法眼所勞之間不_レ出、公文六人、又此間烈参衆三人、已上九人領状、但_二公文咸宗法眼依_二指合_一不_レ出云々、但馬阿闍梨秀春 上野阿闍梨円朝 伊予阿闍梨安晴 卿權大別当（祖父代） 長門大別当苧憲（父苧春代）、（已上今日始衆、）

大進権別当親尊 備前都維那聖円 遠江阿闍梨 （已上三人此間衆、）

雜掌良詮 詮祐 宮仕四人（自_二社家_一同催_レ之）

綿座神人相論において、公文は悉く列参するよう執行静晴より通知され、病中であつた顯聖と差しさわりのあつた二公文咸宗法眼の他六名が参加する。文脈上「今日始衆」である六名は三〇七公文、またはその代理と見なすことができ、執行の指揮の下にあつたことが知られる。

さて静晴執行時の右の公文のうち、卿權大別当晴嚴や、長門大別当苧憲が顯詮の門弟であり、「史料7」の正平七年（一三五二）のように公文を門弟にて占めるといふわけではない。これを勘案すると、正平七年（一三五二）前後に、顯詮が旧来より極端な形で社内的重要職を自らの門閥にて占めていった様子がうかがえる。

第三節 小綱

前述したように、公文については、一〇三公文以外の史料に乏しい。一〇七公文のみで公文所が構成されているのか、その他に構成員がいるのか明確ではない。この点について、三枝氏は「少別当が公文所に組織される場合に「小綱」と呼ばれる」例があるとす。確かに、小綱と呼ばれる人物は少別当に限られ、「史料7」からは五公文として筑前少別当

朝秀が確認される。しかし、公文所に組織される少別当が小綱と呼ばれるとは解しがたいのが以下の史料である。

〔史料9〕 祇園社「社家記録」康永二年（一三四三）八月六日条

行_二執行許_一、酒肴料三貫持向了、酒有_レ之、昨日到来問状、別当宣見知之処、先度社家請文申_二子細_一、又可_二注進_一所云々、就_レ之最初所見（元久下文）者、相_二副社家_一進_二覽之_一、当時備_二進所見_一者、可_レ為_二何事_一哉之由申之間、公文所（当時七人歟、）并小綱三人、承仕三人、宮仕兄部御節句等、神供者可_二存知_一之上者取_二注進_一可_レ被_レ備_二所見_一之状之由申間、尤有_二其謂_一之由申_レ之、符案治定、（後略）

綿座神人相論の中で、本座側より提出された御節句奉行教晴の状に対して、御節句についてよく存じている、公文所・小綱・承仕・宮仕兄部に注進させる。同じく康永二年（一三四三）八月七日条においても「神人事公文所小綱等注進案文到来」と同じく公文所と小綱が併記される。以上の史料においては、公文所とは一〇七公文を指し、小綱はその下位に組織されていたように読み取れる。確かに小綱とされる人物はいずれも少別当位にあるものの、正平七年（一三五二）の五公文筑前少別当朝秀は小綱として名前が挙がることはなく、別組織であつたと考えられる。

小綱という呼称については、稲葉伸道氏が東大寺の小綱は公人とは區別される存在でありながらも、年貢未進の譴責、罪科人の庄内からの追放、住宅破却、放火などの検断に従事するなど、その職掌はほとんど変わりなかつたことを指摘するが、祇園社における小綱は少別当位に任じられ、「祇園社僧注進状」にも名が見られることから、社僧として定義してよさそうである。²¹

さて、「小綱」を考える上で興味深い記載が次の史料である。

〔史料10〕 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）十一月二〇日条

備中阿闍梨禪照弟子備後房榮極入_二小綱_一、社家分任料巻貫文、今日

沙_レ汰之_一、此□□酒肴事、今年以外疲勞〔可_レ有_二御免_一之由雖_レ申_レ之不_レ免之間、酒肴沙汰了、〕

備中阿闍梨禪照とは、少別当²²で小綱とも呼ばれる人物である。ここでは「小綱」に「入」と、あたかも小綱が一つの集団であるかのように読み取れる。こうした小綱の役として、例えば「祇園社番仕次第」に「五月 小綱衆廻番、為_二請切_一六貫執行へ進納、」とあるように、五月番仕が挙げられる。

そもそも、三枝氏が少別当職補任と五月番氏所役納入は一体のものであったとするが、少別当職につくことは、多くは小綱に入ることの意味した。僧位を限定した番仕奉行権が他に見いだせないことから、小綱は少別当位の社僧により組織され、社内で特定の職掌を担っていたと考えられる。

五月番仕の他には、祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）四月宮川保の役である神祭の僧膳料未納の問題について、小綱である慶増や禪照、円智が頭詮に申し入れをしていること、あるいは、「感神院政所返抄」や専当補任状²³が少別当により作成されていることなどから、感神院政所の下位に位置し、公役・年貢に関する収納などの実務を担っていたと考えられる。

さらに、「史料6」において、栄極は禪照の弟子であるため、小綱に入るとする点にも注目される。他にも少別当位にあるものが弟子をもったことを示す資料は散見される。少別当という下位の社僧は、紀氏一族とは異なる門閥を独自に形成していたと考えられる。一方で、正平七年（一三五二）小綱であった伯耆少別当慶増は、同時に静暗の門弟でもあり、紀氏一族の門弟という関係も同時に、あるいは別個に結んでいたと考えられる。

小括

以上、社僧のうち、執行の管轄下において感神院政所の中核となっていたと考えられる、執行代、公文、小綱について検討した。南北朝頃頃には社僧を執行代として置くことが定着し、執行の代官を務める一方、芸能や仏事などでは一定の役割を担っていたことが指摘できる。公文は一〇七公文までおり、一公文・一公文代は別当に補任権があった。頭詮の時代には一公文と共に任じられた八月番仕を中心に、別当の指示を仰がないことが慣例化していたようだが、いまだ別当の影響下にあった。頭詮は執行に補任権があったらしき二以下の公文については、正平七年（一三五二）頭詮の門弟で占められる。一方、下位の社僧である少別当により組織される小綱は、紀氏一族の門閥ではなく、少別当間の師弟関係により任じられていた。

社僧は公文・小綱に任じられるもののみではないが、感神院政所の中核は、執行の指揮のもと（執行代）公文―小綱で組織されていたと考えられる。

第二章 本寺僧の代官

第一節 別当代

三枝氏によると、祇園社は延暦寺の末社であり、祇園社経営に関して延暦寺座主一代につき、座主出身の門跡執事が補任される別当と、門跡門徒から選ばれる目代が置かれた。別当は対外的に祇園社の最高管理者としてみなされ、目代は座主・別当の命令を執行以下の末社の僧に徹底化させていく役割を果たしている。

祇園社内において別当に様々な得分があつたことについては貞和三年(二三四七)「静晴別当得分注進案」などにより明白である。これは社内・諸社領・末社・神人や諸役より生じる得分を微細に示したものであり、別当が祇園社から得ていた得分が知られる。中でも注目したいのが、「番仕(正月、二月、六月、但当月者修理料足也)」とある、祇園社内における番仕の得分である。三枝氏が指摘するように、番仕は散銭などにより拜殿の管理を行うものであり、各月の番仕次第は各々の得分を定める重要事項であつたらしく、関連する文書も複数残されている。

年による差異があるとはいえ、別当が番仕を得分としていたことは明白であるが、番仕は同時に社殿の管理・神供などを行わねばならず、山門に住し、祇園社に直接出向くことなど殆どなかつたであろう別当自身がそれらを奉行することは不可能であつた。これに代わつて実務を取り仕切つていたのが別当代である。祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)条からも別当代である快栄が毎月の朔幣など正月・二月番仕「役」とさされているものを取り仕切つていたことが判る。またこの別当代の得分について記されたのが次の史料である。

〔史料11〕別当代官春照年中得分注文案^③

祇園社々僧丹後法橋春照為^二座主別当之代官^一得分仕間事

- 一、正二月六十ヶ日番仕請料〔外得分五十貫文、但可^レ有^二増減^一敷、〕
- 一、誦経年中公用〔外得分可^レ有^二一二結^一敷〕
- 一、日御神供一統〔社恩〕
- 一、三公文得分一貫文〔社恩〕

已上

文安元年六月 日

「祇園社社僧」である丹後法眼春照が別当代官として正二月六十ヶ日番仕請料ならびにその他の得分を受領している例が確認される。また、春

照は同時に三公文も務めたようで、この得分も得ていたらしい。

第二節 目代々

さて、番仕得分は目代にも配分されており、「感神院番仕次第」に「目代得分 代官アリ(夏一後戸、酒有、)」とあるように目代の社内権益のために代官がいたようである。

〔史料12〕祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)七月五日条カ

次社領往反商人分料者、十二月上十五ヶ日目代取^レ之、下十五日執行取^レ之者、往古例也、而先朝御代諸商人公事勅免之時、有^二御沙汰^一被^二停止^一了、(時執行顯詮) 自^レ以以降、一向不^レ及^二沙汰^一者也、而目代々社僧幸有阿闍梨、近日彼上分背^レ法之条、曾無^二先例^一、十二月給^レ取^レ之事、以往猶無^二其例^一、別当御房御悪名敷、可^レ被^二停止^一之由申^レ之処、忝可^二停止^一由、可^レ被^レ仰^二幸有^一云々、

社領往反商人上分料については旧来一二月上一五日は目代、下一五日が執行の得分であつたものを先朝において停止されたにもかかわらず、目代々であつた幸有が押領したことが問題になる。^③前に落丁があり、文意が取りづらいが、顯詮と別当とのやり取りかと思われる。社僧であるにも関わらず、本寺の得分となる事柄については執行の命を聞かないことがままあつたことが伺える。

目代の祇園社における得分を検討するうえで注目されるのが、祇園社「社家記録」にみられる正平七年(一三五二)に生じた「検断屋」の処分に関する記事である。

〔史料13〕祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)九月七日条

検断屋今日壊^レ之、(先)相^二触目代々幸有阿闍梨^一之処、使者出^レ之、社家(成祐)寄方朝乘以下専当・宮仕罷向、任^レ例自棟外者社家方取^レ之、自棟後者目代使取^レ之、社家分已車一兩取^レ之後、正目代般若院同

宿中般若輔阿闍梨光俊許ヨリ使者来、可レ進_レ使者_一之_レ處、不_レ被_レ相
待_一被_レ壞取_一之_レ條、無_レ謂_レ者也、其上〔去年七月〕百度大路西類陰陽
師屋壞取之_レ條、等分二分畢、棟ヲ別事為_レ非儀云々、〔返答云〕此段
不_レ得_レ其意、為_レ目代々_一之間、〔昨日〕檢封時相觸之_レ由、幸有相_一
副使者_一致_レ其沙汰_一了、仍今日壞時、又相副彼使者〔同人〕令_レ承
諾_一壞了、難_レ存_レ知之_一、幸有出_レ使者_一事不_レ可_レ然者、彼輩_一可_レ被_レ
問答_一之_レ由返答了、〔後略〕

取り壊した後の材木を巡って社家と目代と間に諍いが生じる。檢断屋
の取り壊しを始め、すでに棟外の車一兩分ほどの材木を社家方が取り終
わった後、目代である般若院昌舜の同宿である中般若輔阿闍梨光舜より
社家に対して使者が至り、非難する。顯詮側は目代々である幸有を通じ
て通達をしているとするものの、合意にいたらない。八日には、詮祐を
中般若に遣わし、「目代々幸有僻事」であると申し入れをする。これに対
する光舜の反応が以下の通り。

〔史料14〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）九月八日条

成祐越_レ坂本_一、此事可_レ被_レ仰_レ般若院_一之_レ由、申_レ遣南岸許_一了、則
以_レ大蓮房_一申_レ遣般若院_一之_レ處、幸有者社内少事自然奉行也、如_レ此
相綺之_レ條不_レ可_レ然推參儀也、向後不_レ可_レ相綺_一、如_レ此事之_レ條可_レ領
狀_一、又諸事向後可_レ被_レ談_レ中般若_一之_レ由、可_レ被_レ仰_レ社家_一之_レ由申_レ之_一、
返答無_レ為_レ悦入_一之_レ由、自_レ南岸_一返答、

幸有、すなわち目代々の職分を、「社内少事」とし、本件に関わること
はさし出がましい振る舞いであるとする。「社内少事」とは番仕奉行や馬
上料足請取など恒常的な目代得分に関わるものであって、それ以外のもの
は社僧ではなく目代自身により同宿が携わるものであったと考えられ
る³⁴

第三節 別当・目代の関与

番仕に関しても自ずから職分の限界があったようであり、別当・目代
に代わって番仕を奉行していたとはいえ、別当・目代はすべて代官に任
じていたわけではない。正平七年（一三五二）に起こった正月番仕得分の
中から出す「正月量料足」をめぐる顕詮と別当の間で議論が起こる。

〔史料15〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）正月二〇日条

正月番仕役内量用途十貫文事、〔以_レ良詮_一〕申_レ目代許_一之_レ處、以_レ力
者_一可_レ押_レ番仕_一之_レ由申_レ之間、予又罷向_レ之_レ處、重申談_レ之_レ處、目代申_レ云、
忿可_レ沙汰_一之_レ由、申_レ遣快榮許_一之_レ處、為_レ六月番仕役_一之_レ由申_レ之_一
云々、予又為_レ正月年始量足_一由子細申了、明日可_レ申_レ入_レ別当御房_一
云々、

〔史料16〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）正月二一日条

正月番仕役量用途十貫文事、今朝以_レ狀申_レ遣目代許_一之_レ處、昨夕召_レ
幸有_一相尋_レ之_レ處、有_レ申旨_一賜_レ使者_一可_レ申_レ云々、仍遣_レ良詮_一之_レ處、仮
殿時沙汰始_レ之_一、然而非_レ多年役_一、去_レ二年□沙汰ハ六月番仕役也
云々、此上給_レ目安_一召_レ調快榮狀_一、可_レ申_レ別当御房_一云々、

〔史料17〕祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）正月二二日条

正月番仕役量用途拾貫事、申_レ談前執行静晴法印_一之_レ處、元徳以来、
為_レ正月番仕役_一沙汰来_レ之_レ條無_レ子細_一、梶井殿御代良晴法印社務時難
洪之間、澄春法印時公文為_レ支証_一申_レ成院宣_一〔之間〕、無_レ相違_一沙
汰了〔快榮番仕云々〕又隆静法印社務代〔幸有番仕〕〔去々年〕七
月比沙汰了、去年又雖_レ申_レ之_一、依_レ世上動乱_一、所出一向有名無実之
間、不_レ道行_一、所詮被_レ申_レ繪旨_一可_レ有_レ沙汰_一歟、元徳繪旨者紛_レ失
文書_一之時、同以紛失了、良晴法印代院宣又無_レ左右_一難_レ選出_一、若
自_レ別当_一被_レ尋下_一者、委細可_レ申_レ云々、

〔史料18〕 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）二月一〇日条

社頭舗設料足事、昨日被_レ尋_二静晴法印_一之由目代申之間、今日以_二仙舜_一尋_二遣静晴法印許_一之処、為_二正二月番仕役_一哉否、又為_二公用内_一哉之由被_レ尋_レ之、未_レ申_二請文_一、此事仮殿造管之時、別当得分、番仕可_レ被_レ勘落_レ之由雖_レ有_二御沙汰_一、以_二別儀_一舗設料足計可_二沙汰_一之由治定了、而澄俊法印社務之時難_レ決之間、被_レ下_二綸旨_一之間令_二沙汰_一了、良聖法印社務之時、又無沙汰之間、申_二成座主宮_一（梶井殿）令旨_一之間、同沙汰了、去々年又年始無沙汰之間、就_二訴申_一、至_二于六月_一令_二沙汰_一了（番仕幸有）、是等趣任憲可_二注進_一云々、為_二公用内_一哉否事、為_二正月番仕役_一之上者、為_二公用内_一之条無_二子細_一歟、但番仕奉行仁与_二別当_一可_レ為_二問答_一歟、同此趣可_レ申云々、

元徳の仮殿造管以来、別当得分より支出すると定められた「正月量料足」であるが、納入しないことが度々あった。これに対し社家側は綸旨や訴訟を以て対応し、納入を求める。正平七年（一三五二）もまた同じで、「史料15」では目代に納入を求めるものの拒まれ、以降「社家記録」にその様子が書き留められる。下坂守氏が論じられるように社家とのやり取りにもつばら目代が当たるが、ここで注目したいのは別当の代官として番仕奉行を行っていた別当代などの動きである。

〔史料15〕では目代昌舜は番仕役について、別当代である快栄に問い合わせ、快栄の六月番仕の役であるとの返答を顕詮に返答する。〔史料16〕では、昌舜は今度は同年目代々であった幸有を召して子細を尋ねたとして、再び六月番仕役であるとの返答をする。〔史料17〕〔史料18〕の中で前執行静晴により先例が紐解かれる中で、正平七年（一三五二）時別当代である快栄と、目代々である幸有は、複数回に及んで別当代を務めていた様相が浮上する。

これらのやり取りからは、①番仕役について納入がなされない際、執

行は別当代ではなく目代に直接問い合わせること、②別当代であっても、実際に支持を仰ぐのは目代であること、③別当代は特定の人物が複数回に及びつくことがあることが判る。

こうした別当代の補任権については、正平七年（一三五二）一〇月条に詳しい。座主の交代により、別当・目代・執行など座主遷代の諸職人事が問題となる。一〇月一四日、座主宣下が下るや否や、顕詮は目代職・冠者殿・誦経・別当代について四条隆蔭に複数回にわたって問い合わせる。

〔史料19〕 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）一〇月二五日条

別当代事、西大路被_レ參_二山徒_一望申之間、被_レ申_二別当_一歟、幸有不_レ可_レ有_二御許容_一之由申之処、已幸有事令_二口入_一之趣返答也、

顕詮は西大路殿すなわち四条隆蔭を通じて幸有を許容しないよう別当に申し入れるが、最終的に別当代には幸有が就いた。幸有は隆静が執行の折にも別当代であったようであり、別当代・目代々は同程度の地位であったと考えられる。

さて、別当代・目代々とされる快栄、幸有は祇園社の社僧でありながら、激化する顕詮・静晴の対立関係の中で、どちらの門閥に属していた様子も見えない。快栄の親族としては子息の快恵、幸有の親族としては幸誉が確認されるので、それぞれ「快」「幸」を通字としていた一族であると考えられる。これらは僧位が法眼である人物が多く、快恵は応安五年（一三七二）には執行代を務めるなど、社内では紀氏一族に次ぐ地位にあったと考えられる。紀氏一族の門閥争いとは一定距離を置きながら、別当・目代の代官として社内において上位にあった点は、祇園社内の組織構造を考える上で興味深い。

ところで、次の史料は野地氏・三枝氏が社僧の独立性を証するために引用する史料である。

〔史料20〕 祇園社「社家記録」応安四年（一三七二）七月一日条

夏衆丹後法眼快恵、就^二坂本仰木庄事^一、可^レ有^二合戦^一之間、座主青蓮院御門徒^二円明房^一慶相語之間、尅^二越^二坂本^一、仍自^二昨日^一不^レ參^二供花^一、將又舎弟越中都維那快賢同為^二夏衆^一之処、同^二道舎弟^一之間、不^レ所^二要退出^一、安堵例会無^二先蹂^一歟、自由至希代珍事、神慮難^レ測哉、

近江国仰木庄を巡って青蓮院門徒と妙法院門徒との間に生じた合戦に、夏衆であった快恵とその舎弟である快賢が参加するため途中で抜け、結番することができなくなった。野地氏は社僧が武力を持ち合わせ、独自の活動をする存在であったことを、三枝氏は社僧が有力な山徒との結びついていたことを指摘するが、快恵父の快栄が別当代であり、山門との連関が強いことが背景にあったと考えられる。

小括

以上、別当代・目代々について検討した。いずれも上位の社僧より任じられていながら、別当・目代など本寺僧の社内における権益を確保する存在であり、執行よりも山門の意向に従っていたと考えられる。また、これら上位の社僧は、紀氏一族の門弟であるとする記載はなく、当時推し進められていた静晴・顕詮による門閥化とは関わらない存在であったと考えられる。

おわりに

南北朝期における祇園社の社内組織について、山門の影響を意識しながら、個々の職に着目することで組織構造を捉えなおした。従来、静晴一族・顕詮一族の対立関係に注目されることが多かったが、社僧でありながら紀氏一族とは関わらない門閥を形成していた小綱や、執行を通さ

ずに別当・目代の指示を直接に仰いだ別当代・目代々などの存在を提起したことで、祇園社の社内組織を多角的に検討する素材となると考える。顕詮の時代、社内所職に関しては山門の強い影響下にあったと考えてよい。特に、別当代・目代々は上位の社僧であり、執行より別当・目代に従う存在であったことが伺える。

本稿は多様な面を持つ祇園社の一部を照射したに過ぎないが、多用される祇園社関連資料読解の一助となることを期待して、擱筆したい。

注

- ① 小杉達氏「祇園社の社僧 上」〔神道史研究〕一八一二、一九七〇年三月、「祇園社の社僧 下」〔神道史研究〕一八一三、一九七〇年五月。
- ② 野地秀俊氏「社僧」再考―中世祇園社における門閥形成―〔佛光大學大學院紀要〕二六、一九九八年三月。
- ③ 三枝暁子氏「南北朝期における山門・祇園社の本末関係と京都支配」〔比叡山と室町幕府〕二〇一一年九月、初出二〇〇一年一月、「以下三枝A」、同氏「中世寺社の公人について」〔比叡山と室町幕府〕二〇一一年九月、初出二〇〇七年六月、「以下三枝B」。
- ④ 福眞睦城氏「中世祇園社と延暦寺の本末関係―祇園検校、別當の関与から―」〔早稲田大学大学院文学研究科紀要〕四二、一九九六年二月、同氏「祇園別當の成立と変遷―比叡山との関係から―」〔ヒストリア〕一五一、一九九六年六月。
- ⑤ 下坂守氏「中世門跡寺院の歴史的機能」〔中世寺院社会の研究〕思文閣出版、二〇〇一年十二月。初出一九九九年三月。
- ⑥ 桐房については、辻浩和氏論文を参照のこと。
- ⑦ 祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）八月五日条。
- ⑧ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）閏二月一日条。
- ⑨ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五三）十一月一日条。
- ⑩ 祇園社「社家記録」康永二年（一三四三）九月二十九日・正平七年（一三五二）二月七日・八月一九日・八月二一日・九月一日・一〇月一日条など。

- ① 咸宗は二公文と、顯聖は一公文と執行代を兼帯。
- ② 前掲註③三枝B。
- ③ 祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）七月一日・二日、一日、二日、二二日条。
- ④ 祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）八月一日条。
- ⑤ 祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）八月三日条。
- ⑥ 前掲註③三枝A。
- ⑦ 『八坂神社文書』（八坂神社社務所、一九三九年。以下同。）、一〇六二。
- ⑧ 小綱については池松直樹氏のご教示を得た。
- ⑨ 稲葉伸道氏「中世東大寺寺院構造研究序説」（『年報中世史研究』創刊号、一九七六年）、同氏「中世の公人に關する一考察」（『史學雜誌』八九一〇、一九八〇年一〇月）。
- ⑩ 『八坂神社文書』八一。
- ⑪ 室町後期頃には俗名のもも小別当に任じられる。
- ⑫ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）四月六日・二二月九日など。
- ⑬ 『八坂神社文書』八一・八二。
- ⑭ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）、『記録』上、一〇五〇・一〇五一・一〇五八など。
- ⑮ 『八坂神社記録』下（八坂神社社務所、一九二三年）。「祇園社紀」雜纂第八。野地氏も言及。
- ⑯ 『祇園社記』雜纂第三。
- ⑰ 『八坂神社文書』一一〇四・一一〇五・一一〇六など。
- ⑱ 『新修八坂神社文書 中世編』（臨川書店、二〇〇二年。以下同）一一。前掲註③三枝A二三頁。
- ⑲ 前掲註③三枝B三四頁。
- ⑳ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）二月一日・閏二月一日・三月一日・四月一日・五月一日条。
- ㉑ 『八坂神社文書』八三四。
- ㉒ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）四月三日・四日・五日条。『八坂神社文書』八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇、祇園社「社家記録」三裏文書一五五・一五六、『新修八坂神社文書中世』二六一。
- ㉓ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）七月五日・一〇日条。
- ㉔ この事件を般若院の同族結合の問題としてとらえたものに辻博之氏「世山門衆徒の同族結合と里房」（『待兼山論叢 史学篇』一三、一九七九年）がある。
- ㉕ 快栄は康永二年（一三四三）・貞和六年（一三五〇）・正平七年（一三五二）に別当代として確認される。
- ㉖ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）一〇月二三日・二四日・二六日条など。
- ㉗ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）一月四日条。
- ㉘ 祇園社「社家記録」正平七年（一三五二）正月二二日条に正月番仕置用途についての記事。「隆盛法印社務代（幸有番仕）」とあるが、正月番仕は別当得分であるので、この際幸有は別当代であったと考えられる。
- ㉙ 祇園社「社家記録」応安五年（一三七二）一〇月一日条。
- ㉚ 前掲註②・③三枝A二六頁。

（本学大学院博士後期課程）